

議案第二十二号

港区教育委員会事務局組織規則の一部改正について

令和七年三月二十六日

港区教育委員会

令和7年3月26日
教育委員会議案資料 No. 1

港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）

港区教育委員会事務局組織規則（平成十年港区教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条の表生涯学習スポーツ振興課の項第十号中「区内資源を活用したスポーツの場の確保」を「スポーツ施設の整備」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 地域学校協働活動の推進に関すること。

別表第一を次のように改める。

学校施設担当課長

教育指導担当課長

先端教育担当課長

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

港区教育委員会事務局組織規則新旧対照表	
改正案	現行
○港区教育委員会事務局組織規則 平成十年二月十八日 教育委員会規則第五号 (前略) (教育推進部各課等の分掌事務) 第七条 教育推進部各課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。 教育長室 一〇十一 (略) 生涯学習スポーツ振興課 一〇五 (略) 六 地域学校協働活動の推進に関すること。 七 スポーツ振興に関すること。 八 スポーツセンター及びその他スポーツ施設に関すること。 九 学校施設の開放に関すること。 十 MINATOシティハーフマラソンに係る総合調整に関すること。 十一 <u>スポーツ施設の整備に関すること。</u>	○港区教育委員会事務局組織規則 平成十年二月十八日 教育委員会規則第五号 (前略) (教育推進部各課等の分掌事務) 第七条 教育推進部各課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。 教育長室 一〇十一 (略) 生涯学習スポーツ振興課 一〇五 (略) 六 スポーツ振興に関すること。 七 スポーツセンター及びその他スポーツ施設に関すること。 八 学校施設の開放に関すること。 九 MINATOシティハーフマラソンに係る総合調整に関すること。 十 区内資源を活用したスポーツの場の確保に関すること。

図書文化財課 一〓三（略） （中略） 別表第一（第三条関係） 学校施設担当課長 教育指導担当課長 先端教育担当課長 別表第二（略） 付則 この規則は、令和七年四月一日から施行する。	図書文化財課 一〓三（略） （中略） 別表第一（第三条関係） 学校施設担当課長 教育指導担当課長 別表第二（略）
---	---

教育長室

港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

審議内容

令和7年度からの先端教育担当の設置等に伴い、港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正します。

1 改正理由及び内容

(1) 生涯学習スポーツ振興課

部内の分掌事務について、より実態に即したものとなるよう改正します。

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
1～5 省略	1～5 省略
6 スポーツ振興に関すること。	<u>6 地域学校協働活動の推進に関すること。</u>
7 スポーツセンター及びその他スポーツ施設に関すること。	<u>7</u> スポーツ振興に関すること。
8 学校施設の開放に関すること。	<u>8</u> スポーツセンター及びその他スポーツ施設に関すること。
9 MINATO シティハーフマラソンに係る総合調整に関すること。	<u>9</u> 学校施設の開放に関すること。
10 区内資源を活用したスポーツの場の確保に関すること。	<u>10</u> MINATO シティハーフマラソンに係る総合調整に関すること。
	<u>11 スポーツ施設の整備に関すること。</u>

(2) 教育人事企画課

GIGAスクールや国際理解教育の推進、中高一貫教育校の設置に向けた検討など、区ならではの教育施策の更なる充実に取り組んでいくため、先端教育担当課長を設置します。

現行の別表第一	改正後の別表第一
学校施設担当課長 教育指導担当課長	学校施設担当課長 教育指導担当課長 <u>先端教育担当課長</u>

2 施行期日

令和7年4月1日